

## 様式 C-19

### 科学研究費補助金研究成果報告書

平成21年 5月18日現在

研究種目：若手研究（スタートアップ）

研究期間：2007～2008

課題番号：19830063

研究課題名（和文） 執行特権の研究

研究課題名（英文） Executive Privilege

研究代表者

大林啓吾 (OBAYASHI KEIGO)

帝京大学・法学部・専任講師

研究者番号：70453694

研究成果の概要：本研究を通して、アメリカ大統領の執行特権の根拠と限界を明らかにし、他の機関の権限と衝突した場合の比較衡量基準を設定し、最終的に日本における内閣の情報秘匿の根拠と限界を検討した。執行特権の根拠は、権力分立原理であり、執行権条項から執行府の責務遂行に必要な権限として導かれる。その限界も同じく権力分立原理からでてくるのであり、他の機関の権限と衝突した場合には、それぞれの権限を比較衡量してその優劣を決定することとなる。これを日本の制度に当てはめると、内閣の情報秘匿制度は執行府の責務遂行のための手段であることから、そこには執行特権と同様、他の機関との関係で限界が存在する。こうした研究成果を公刊するため、1年目に制度枠組に関する論稿を出し、2年目には、最終的な成果として、執行特権に関する本を出版した。

交付額

(金額単位：円)

|        | 直接経費      | 間接経費    | 合 計       |
|--------|-----------|---------|-----------|
| 2007年度 | 660,000   | 0       | 660,000   |
| 2008年度 | 410,000   | 123,000 | 533,000   |
| 年度     |           |         |           |
| 年度     |           |         |           |
| 年度     |           |         |           |
| 総 計    | 1,070,000 | 123,000 | 1,193,000 |

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：公法学

キーワード：執行特権、権力分立、ディパートメントализム

#### 1. 研究開始当初の背景

アメリカは、早くから情報公開制度を設け、開かれた民主政を掲げてきたといえる。しかし、その反面、大統領には情報を秘匿する執行特権なるもののが存在する。従来、アメリカ大統領の執行特権に関する日本の研究は十分ではなかった。その理由は、議院内閣制を採用する日本には、そのような特権が存在しないと考えられてきたからだと思われる。しかし、日本にも同様の権限が法律によって認められていることを踏まえると、この特権が

いかなる根拠で認められ、その限界がどこにあるのかを検討しておく必要がある。すなわち、イギリスの国王大権の名残のある特権が、民主政国家においても認められるのか否かを検討し、その内実を明らかにする作業が必要になってくるのである。一見すると、こうした特権は、憲法上の規定が存在しない以上、認められないように見える。だが、建国初期の頃から歴代大統領によって行使され、現代まで続いている特権である。しかも、1970年代には司法判断によってその特権に法的

地位が付与されており、その論理構成を理解しておくことが憲法学上重要だと思われる。また、これを研究することで、日本においても情報の開示と秘匿のバランスを考える際の一助になるかと思われる。

## 2. 研究の目的

本研究では、執行特権と権力分立原理の関係を細かく考察してその内実を検討し、さらに、判例法理や政治的調整を参考しながら、その限界を明らかにすることを主な目的とし、それを踏まえた上で日本に与える示唆を検討する予定である。2001年の同時多発テロ以降、アメリカでは情報秘匿傾向が著しく、それに執行特権が一役買っている状況にある。こうした状況は、開かれた民主政治にとって好ましくない。しかし、一定の情報については秘匿しなければならない事項があることも事実である。そこで、執行特権の根拠と限界を明らかにすることで、その権限行使に限定をかけ、開示と秘匿のバランスをとることが重要だと考える。しかし、そのバランスをとることは必ずしも容易なことではなく、比較衡量の基準を設定しておくことが必要になってくる。その際、執行府の責務の種類と他の機関の権限の種類を挙げながら、その重要性について相対的に考えていくことになる。本研究では、執行特権の歴史的概要、法的根拠、その限界など、記述的かつ理論的考察を行った上で、比較衡量基準を明らかにすることでプラクティカルな分析も行った。

## 3. 研究の方法

執行特権と権力分立原理の関係を考察しながら、判例法理や政治的調整を参考し、その限界を明らかにしていった。まずは、執行特権の歴史的展開を概観し、いかなる理由で行使されてきたのかを検討した。つぎに、判例法理を考察し、執行特権の根拠が権力分立原理であることと、他の機関との関係で限界が生じることを明らかにした。ここでは、とくに、執行特権の対象が執行府の責務遂行に関連していないなければならないことに言及し、その内容を検討した。具体的には、軍事、外交、法の執行などがそれに当たる。他方、それと衝突する他の機関の権限がいかなるものなのかも重要であり、立法府であれば立法、司法府であれば刑事裁判などが最重要権限となる。しかし、政治状況や執行特権の対象次第では、司法統制や立法統制が不十分な場合があることがあったため、これを補助する手段として、独立検察官制度や特別検察官制度、そして独立調査委員会などの制度的考察を行った。このように、アメリカの執行特権の根拠と限界を明らかにし、その統制方法を模索した上で、最後に日本に与える示唆を検討した。日本では、内閣声明による情報秘匿制

度が法律によって設けられている。日本は議院内閣制をとっていることから、法律によって制定されているが、その内容はアメリカの執行特権と類似のものである。そこで、執行特権と同様、それは独立的権限ではなく、執行府の責務遂行のための手段に過ぎないと考え、その限界も他の機関の権限との関係で生じることになると指摘した。

## 4. 研究成果

研究の結果、執行特権は権力分立原理のうち、執行権付与条項を根拠にしていること、そして、権力分立原理を根拠とする以上、その限界も他権を侵害していないかどうかで判断されることを明らかにした。他権と衝突する場合には、それぞれの権限の重要性を比較衡量することによって決まることがある。その際、それぞれの機関にいかなる権限があるのかを把握し、その重要性の程度を検討しなければならない。そこで、近年物議をかもしているディパートメントализムの議論を参考にしながら、それぞれの機関の権限の抽出や優先順位を考えて、比較衡量基準を設定した。具体的には以下の通りである。

- ①軍事・外交に関する執行特権か、それ以外に関する執行特権かで分ける。
- ②軍事・外交に関する執行特権であれば、優先されることになる。ただし、その場合であっても、絶対的に優先するわけではなく、比較衡量の訴状に載せた上で優先的に判断されるにとどまる。
- ③軍事・外交以外の執行特権である場合、他の機関の重要性との比較衡量となる。その場合、それぞれの機関の責務と問題となっていける情報との関連性が問われる。双方の立証が果たされた場合、それぞれの責務の重要性の実質的比較を行って判断することになる。その際、執行特権であれば法の執行や政策、司法府であれば刑事裁判、立法府であれば法律、に関する情報の開示を求める場合に、優先性が働きやすくなる。

もっとも、以上のような基準を基にした司法統制や立法統制がうまく機能しないときには、独立機関を創設して対応することが望まれる。ただし、独立機関を創設する場合、その制度設計次第では権力分立上の問題が浮上するおそれがあることから、権力分立制に反しないような制度設計が必要となる。その中では、同時多発テロ以降に設けられた独立調査委員会が最も有効な制度であることを指摘しつつ、修正点がある点にも言及した。このようなアメリカの執行特権の分析を基に、日本における内閣の情報秘匿制度を検討した。その結果、大統領制と議院内閣制という違いはあるものの、双方とも権力分立原理から導かれる可能性があることから、日本の制度においてもその根拠と限界が応用でき

るのでないかと考えた。そのため、日本においても、情報秘匿の限界は他の機関の権限との関係に見出すことができ、秘匿事項の執行府の責務との関連性と、他権の重要性とを比較して解決する方法が望ましいことを指摘した。

以上の点を総括して研究成果を要約すれば、①執行特権の憲法上の位置づけを明らかにしたこと、②比較衡量基準を明確にしたこと、③執行特権の統制方法を示したこと、④日本における情報秘匿制度についても比較衡量基準および統制方法を示したこと、となる。そして、結論として、執行特権をめぐる情報の開示・非開示の問題は、各機関の責務に着目した比較衡量基準で対応することが望ましく、執行特権の統制方法については、司法府による比較衡量あるいは抑制と均衡が十分機能しないような場合に、独立機関等による統制が必要であることを示した。

## 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

### 〔雑誌論文〕(計1件)

大林啓吾、アメリカの諜報組織改革に関する憲法的解析、十文字学園女子大学短期大学部研究紀要、38巻、2007年

### 〔学会発表〕(計0件)

### 〔図書〕(計1件)

大林啓吾、アメリカ憲法と執行特権、成文堂、2008年

### 〔産業財産権〕

○出願状況(計0件)

名称：

発明者：

権利者：

種類：

番号：

出願年月日：

国内外の別：

○取得状況(計0件)

名称：

発明者：

権利者：

種類：

番号：

取得年月日：

国内外の別：

〔その他〕  
ホームページ等

## 6. 研究組織

### (1) 研究代表者

大林 啓吾 (OBAYASHI KEIGO)

帝京大学・法学部・専任講師

研究者番号：70453694

### (2) 研究分担者

なし ( )

研究者番号：

### (3) 連携研究者

なし ( )

研究者番号：